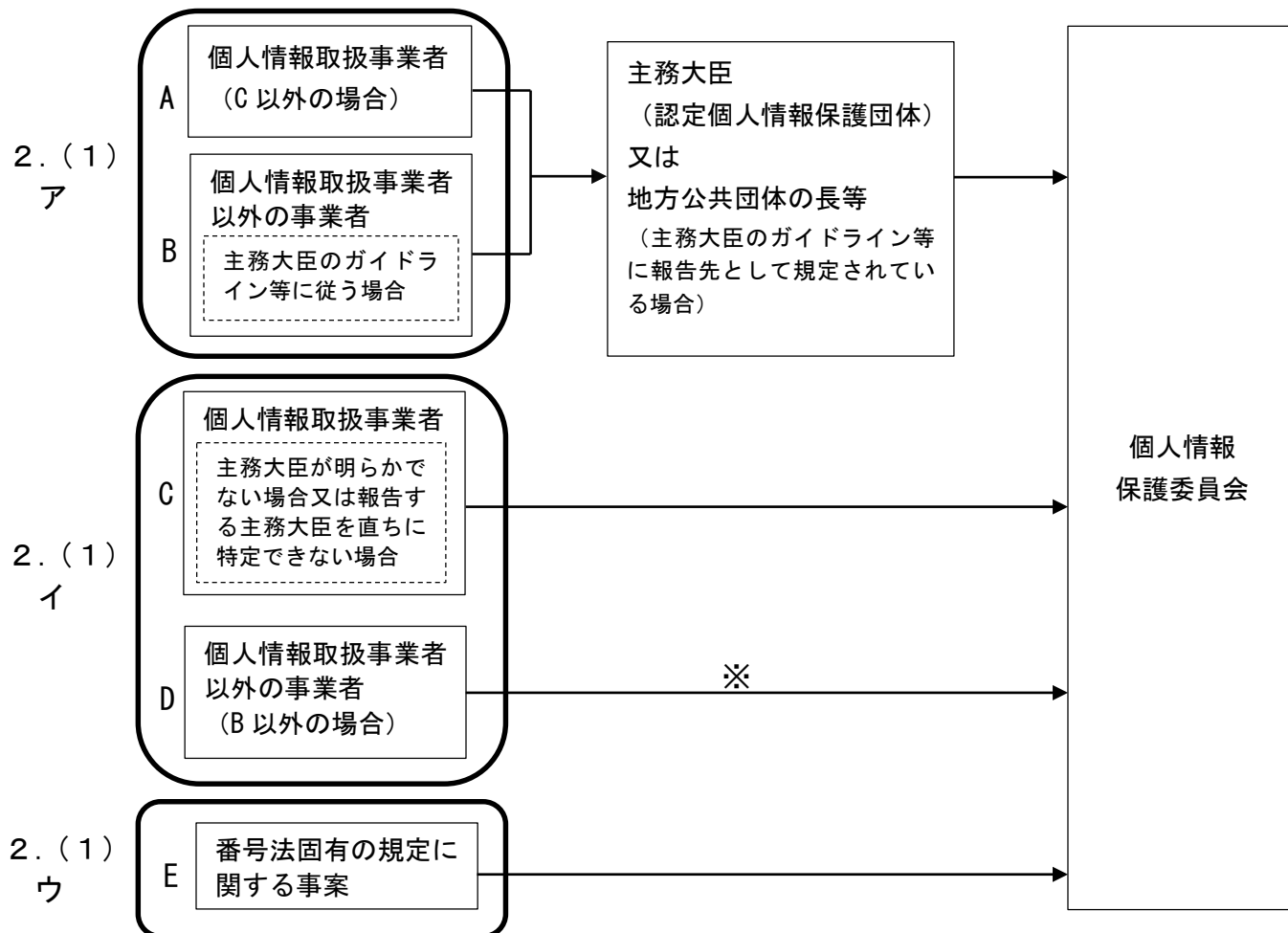


特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告要領について

○ 報告の概念図（重大事態又はそのおそれのある事案の報告を除く。）



※ 個人情報取扱事業者以外の事業者が報告を要しないケース

次の①～④全てに当てはまる場合

- ① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合
(本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。)
- ② 外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合
- ④ 規則第2条に規定する重大事態に該当しない場合

【報告の方法】

委員会へ直接報告する事案が発生した場合は、郵送で報告してください。

- 移転後（平成28年3月22日（火）到着分から）

宛先：〒100 - 0013 東京都千代田区霞が関3-2-1
霞が関コモンゲート西館32階

- 移転前（平成28年3月18日（金）到着分まで）

宛先：〒107 - 0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル8階

- 重大事態又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちに個人情報保護委員会へ報告してください。(第一報)

(注) 「重大事態」とは、以下の場合を指します。

- ① 情報提供ネットワークシステム又は個人番号利用事務を処理する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起きた場合。
- ② 漏えい等した特定個人情報の本人の数が 101 人以上である場合
- ③ 電磁的方法によって、不特定多数の人が閲覧できる状態となった場合
- ④ 職員等（従業員等）が不正の目的で利用し、又は提供した場合

【報告の方法】

重大事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、FAXで報告してください。

- 移転後（平成28年3月22日（火）到着分から）
FAX：03-3593-7962
- 移転前（平成28年3月18日（金）到着分まで）
FAX：03-3582-8286

- その後、事実関係や再発防止策等について、規則に基づき、個人情報保護委員会に報告することとなります。(規則第3条)

【報告の方法】

委員会へ直接報告する事案が発生した場合は、郵送で報告してください。

- 移転後（平成28年3月22日（火）到着分から）
宛先：〒100 - 0013 東京都千代田区霞が関3-2-1
霞が関コモンゲート西館32階
- 移転前（平成28年3月18日（金）到着分まで）
宛先：〒107 - 0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル8階